

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年9月1日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	令和2年4月30日 午後1時15分頃 高山市上岡本町4丁目119番地（松倉中学校敷地内）		
	事故の概要	草刈作業中の飛び石による駐車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (リアガラス等)	
	被害総額・市の過失割合	—	113,179円・100分の100	
	賠償金	—	113,179円	
	内 訳	保険金	—	113,179円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和2年6月23日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	令和2年7月5日 午後9時48分頃 高山市下岡本町1230番地4先（市道合崎天神線）		
	事故の概要	蓋のない道路側溝に足を踏み外し落下した事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身 (両膝打撲等)	物 損	
	被害総額・市の過失割合	19,020円・100分の50	—	
	賠償金	9,510円	—	
	内 訳	保険金	9,510円	—
		一般財源	0円	—
専決年月日	令和2年8月7日 地方自治法第180条第1項			